

事務所通信

2010年7月号 No.61



(ササユリ)

CONTENTS

- | | | | |
|-----------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● たばこ税 | P4 |
| …お客様第一主義の経営 | P1 | ● 税金クロスワード | P5 |
| ● 所得税予定納税減額申請 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 平成22年度国民年金保険料 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

お客様第一主義の経営

10年前はとバスは倒産寸前の危機的状況にありました。はとバスの大株主は東京都なんですが、そこへ社長として送り込まれたのが宮端清次氏でした。

世界同時不況による景気の低迷は依然と続いています。氏は逆風のさなかにあっても風に向かって進んでいかなければならない。現状維持は衰退だと考えました。逆風にあっても海に浮かぶヨットはどうして風に向かって進んでいくのでしょうか？

それには①帆の張り方 ②舵の取り方 ③チームワークとリーダーシップが大事だと言っています。逆風の中で会社経営を前に進めるにはどうしたらいいのでしょうか。

宮端社長は以下の八つの事を実行しました。

1. **最初に宣言をする**・・・1年で黒字にならなかったら社長を辞めると宣言をしました。
2. **目標はシンプルにする**・・・背伸びして届くような目標ではなく、飛びあがって初めて届くくらいの目標を立てる。
3. **朝一番で現場に行く**・・・出発するバスに乗り込んで「社長でございます！」と挨拶をした。そうしたら運転手も出発前にお客様に挨拶をするようになった。
4. **組織を逆ピラミッドにする**・・・バスガイドや運転手が「先端」である。
5. **NGワードを決める**・・・「末端」「業者」「生き残り」という言葉を使わない。
6. **お客様第一主義を徹底する**・・・お客さまの不満が0だと、成果は2倍になる。お客さまとの真剣勝負に勝ち続けた結果として、売上と利益が増して、結果的に同業他社に勝てる。
7. **苦情には万年筆で返事を書く**・・・お客様の声は宝物。社長個人の住所を書いてお詫びの手紙を書く。休みの日に月3回、女房をつれて、はとバスに自腹を切って乗る。
8. **「選択と集中」よりも「絞り込み」**・・・「はとバスなら」と思ってくれるお客様の期待と信頼を裏切らなければ、「はとバスしか乗らない」と、はとバスを選び支持してくださるようになる。

加藤税理士なら大丈夫、加藤税理士しか頼まないと言ってくだされれば何とうれしいことではないでしょうか。これを「なら、しか」経営と言います。そんな会社を目指していきたいです。



所得税予定納税減額申請

所得税の予定納税

前年分の所得税確定申告において、予定納税基準額が15万円以上になる人は、予定納税が必要となります。予定納税額は所轄税務署から6月15日までに通知されます。

その予定納税は、見積税額を3分の1ずつ

- ・第1期分として … 7月1日から7月31日までに
 - ・第2期分として … 11月1日から11月30日までに
- 納めることとなります。

予定納税減額申請とは

予定納税額は、前年の税額を基準に計算されるので、今年になって事業を廃止したり、業績不振で著しく所得が減っている人にとっては納税負担が非常に重くなります。

このような場合には、「所得税の予定納税額の減額申請」をし、承認されれば、予定納税をせずに済んだり、納税額が少なく済んだりします。

次のような人が該当します

- 1) 事業の全部または一部の廃業、休業、失業、災害、盗難、横領による損害や医療費の支出により、見積税額が予定納税基準額よりも少なくなった場合
- 2) 上記以外の理由であったとしても、見積税額が予定納税基準額の7/10以下となる場合

提出期限

- 第1期分（第2期分も含む）については 7月15日まで
第2期分については 11月15日まで

添付書類

- 今年度の所得の見積額の計算の根拠となる資料
(1月から6月までの試算表など)



※詳しくは当事務所担当者までお問い合わせ下さい。

< 伊 藤 >

平成22年度の国民年金保険料

平成22年度の国民年金保険料

4月から国民年金の保険料がひと月 **15,100** 円になりました。
昨年より 440 円上がっています。



平成16年に法律が変わり、国民年金保険料は毎年 280 円ずつ引きあがることになったので、平成22年度はひと月 14,980 円となります。
しかしこれは平成16年度当時の価格ですので、その後の物価や賃金の変動に基づき現在の価値に **換算** することになっています。



公的年金はお年寄りの生活を保証するものだから、物価の変動により年金額も変動しています。

その年金を支払うための保険料ですので、換算の必要があります。

☆ 平成16年から平成19年までの賃金変動（-0.6%）と、平成20年の物価変動率（1.4%）を考慮した率（1.008）を 14,980 円にかけて **15,100** 円になりました。

来年は！

昨年（平成21年）の物価は 1.4% 下落しましたが、保険料は前納される方もいらっしゃるので、保険料額の決定にはもう 1 年前（平成20年）の物価変動率を使っています。

1.4% 下落した平成21年の物価変動率は平成23年度の保険料に反映されるので

来年4月からの保険料は予定より低くなります

参考：<http://www.nenkin.go.jp/>

たばこ税

たばこ税の手持品課税

たばこ税法及び地方税法の一部が改正され、平成 22 年 10 月 1 日からたばこ税の税率が引き上げられます。これに伴い、平成 22 年 10 月 1 日午前零時現在において、たばこの販売業者等の方が、店舗、倉庫、居宅等で合計 2 万本以上のたばこを販売のために所持している場合には、その所持するたばこについて、税率の引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。これを「手持品課税」といいます。

たばこ税の税率改正の概要

平成 22 年 10 月 1 日から、たばこ税の税率が次のように引き上げられます。

1. 製造たばこ（旧 3 級品を除く）
1 本当たり引上げ額（国税、地方税合わせて） 3. 50 円
 2. 旧 3 級品のたばこ
1 本当たり引上げ額（国税、地方税合わせて） 1. 662 円
- ※旧 3 級品のたばことは、次の 6 銘柄の紙巻たばこをいいます。
- ① わかば
 - ② エコー
 - ③ しんせい
 - ④ ゴールデンバット（ボックスを除く）
 - ⑤ ウルマ
 - ⑥ バイオレット

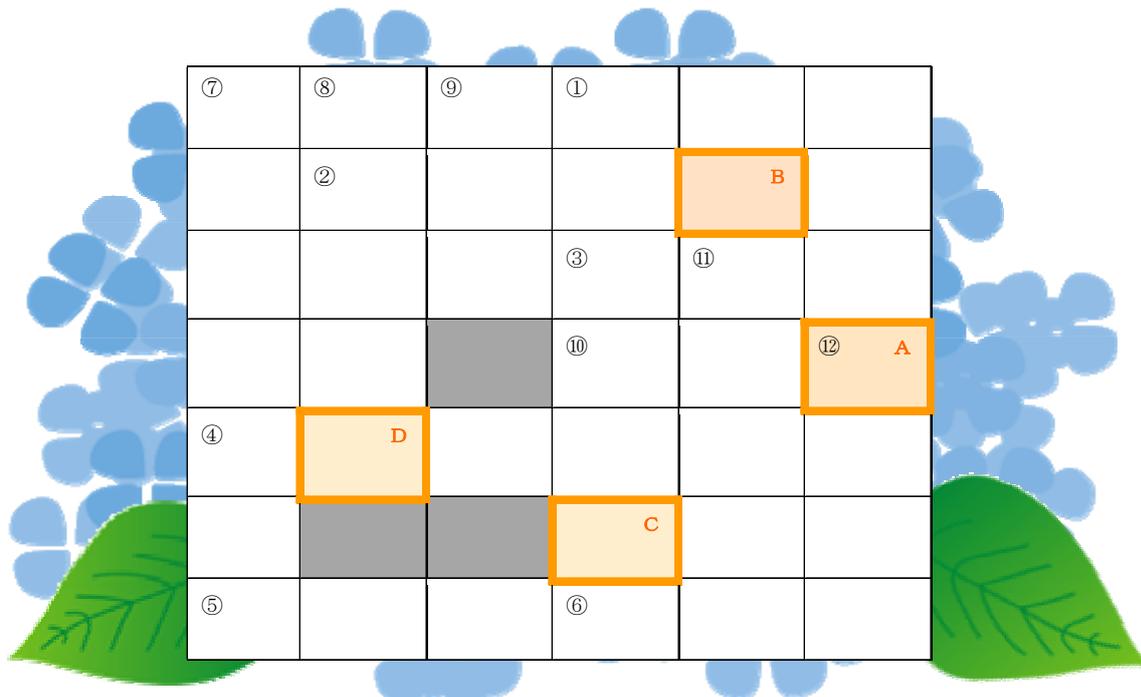
手持品課税の概要

- 1 課税時期
平成 22 年 10 月 1 日の午前零時に製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持するたばこに対して行われます。
- 2 課税の対象
たばこの販売業者の方が、平成 22 年 10 月 1 日午前零時現在において、合計 2 万本以上のたばこを販売のために所持している場合には、その所持するたばこが手持品課税の対象となります。
※ 2 万本未満となる場合には、申告・納付する必要はありません。また、2 万本以上を所持する場合は、2 万本を超える分が課税対象になるのではなく、所持するすべてが課税対象となります。
- 3 税額の計算方法
所持数量にたばこの区分に応じた税率を乗じて算出します。
製造たばこ（旧 3 級品を除く）
1 本当たり 国税 1. 75 円 道府県税 0. 43 円 市町村税 1. 32 円
旧 3 級品のたばこ
1 本当たり 国税 0. 831 円 道府県税 0. 205 円 市町村税 0. 626 円
- 4 申告方法と提出期限
手持品課税の対象となるたばこを所持するたばこの販売業者の方は、「たばこ税の手持品課税申告書」を営業所又は貯蔵場所の所轄税務署に提出する必要があります。申告書の提出期限は平成 22 年 11 月 1 日です。
- 5 税金の納付期限
たばこ税の納期限は、平成 23 年 3 月 31 日です。

不明な点等ありましたら、国税庁のHPをご覧くださいか、当事務所の職員までお問い合わせ下さい。

< 村 井 >

税金クロスワード



■ よこのカギ

- ① 税金を納め忘れると延滞税や、不納付〇〇税等がかかります。 【3文字】
- ② 得意先の社長様を居酒屋で接待、科目は何？ 【5文字】
- ③ 費用は、大きく分けて変動費と〇〇費に分けられます。 【3文字】
- ④ 給与を支給する際は、徴収して下さい。〇〇所得税。 【4文字】
- ⑤ 所得税の申告です。申告期限は3月15日。〇〇申告。 【4文字】
- ⑥ 3万円以上の領収書には、忘れずに貼って下さいね。 【3文字】

■ たてのカギ

- ④ 売上高に対応して、直接かかる経費です。仕入〇〇、製造〇〇。 【3文字】
- ⑦ 税金を英語で。 【4文字】
- ⑧ 経営の安全性を表す比率です。総資産に対する株主資本の割合。銀行から融資を受ける際に、重要視されます。〇〇〇比率。 【5文字】
- ⑨ 親から、現金500万円のお小遣いをもらいました。これにかかるのは何税？ 【3文字】
- ⑩ 収支トントンになる売上高を表わします。損益〇〇点。 【3文字】
- ⑪ 加藤税理士事務所、所長の名前は？加藤〇〇。 【4文字】
- ⑫ 税金の計算、申告の代理をする職業です。 【4文字】

■ ■ ■ キーワード



こたえ

1.かさん 2.こうさいひ 3.こてい 4.(ヨ) げんせん (タ) げんか 5.かくてい 6.いんし
7.たつくす 8.じこしほん 9.ぞうよ 10.ぶんき 11.てるもり 12.ぜいりし キーワード: ぜいきん

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
7月23日(金) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 「これが究極のアフターケア」 (ホンダプリモカワムラ) ビデオ研修	加藤森苑理士事務所	税理士 加藤輝守	1,000円
7月28日(水) 午後1時00分 ～ 午後4時00分	日本政策金融公庫 融資相談会	加藤森苑理士事務所	日本政策金融公庫 高田支店	—

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ 一二三四五六七

「一二三四五六七」と書いて恥知らずと読みます。これは、孝・悌・忠・信・礼・儀・廉・恥という八つの徳のうち、八番目が欠けているので恥知らずと読ませたようです。

某おもしろ雑学HPより(担当:小杉)



※お詫びと訂正

先月号に掲載しました「ふるさと納税」(2ページ)におきまして、「ふるさと納税とは」のその3. 申告すると税金が戻ってくる、の説明文で「寄付金が5,000円を超える場合」と記載いたしましたが税制改正により金額が変更されております。正しくは「**寄付金が2,000円を超える場合**」となります。お詫びして訂正いたします。



休日カレンダー



7月(文月)July

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 伊藤・堀田
4	5	6	7	8	9	10 倉又・村井
11	12	13	14	15	16	17 堀田・池原
18	19	20	21	22	23 テルモ経営研究会	24 広川・丸田
25	26	27	28 融資相談会	29	30	31

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
 - ・ 土曜日も元気に営業しています。
- (名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



7月の税務

- 7月12日 平成22年6月分源泉所得税・住民税の納付
(源泉所得税の納期の特例を受けている場合は平成22年1～6月分の源泉所得税を納付)
- 7月15日 所得税予定納税の減額申請
- 8月2日 平成22年5月決算法人の法人税等・消費税の確定申告、納付
平成22年11月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付
平成23年2月、平成22年8月決算法人の消費税の中間申告、納付
所得税の第1期分の納付

あとがき

梅雨真っ只中で、大人達の中には少々ゲンナリ気味の人も居るでしょうが、子供達は夏休みが間近になり軽い足取りで登校しています。母親にとって夏休みは地獄です・・・(違う意見の方はゴメンナサイ)今から来たるべき地獄に備え、体力温存&子供のパワーを分けてもらいつつ、思い出深い楽しい夏休みに出来るといいなと願っています。

< 竹島 >